

【会則】

第1条 (名称)

本会は愛媛甲南会と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦と母校との親和を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

1. 本会は、愛媛県に居住し、または勤務する、甲南学園の卒業生をもって会員とする。
2. 前項の甲南学園は、前身校を含み、次にとおりとする。
旧制甲南中学校 旧制甲南高等学校
甲南大学（学部、医学進学課程）
甲南大学大学院（修士課程、博士課程）
甲南高等学校
3. 前項の学校に在学した者で甲南学園同窓会の会員として認められている者、および周辺に居住または勤務する者で入会を希望する者は、会員とする。

第4条 (役員)

1. 本会に次の役員を置き、会員の中から選出する。
 - イ) 顧問 若干名
本会の設立または維持発展に功労のあった者とし、会長の諮問に応じて意見を述べる。
 - ロ) 会長 1名
本会を代表し会務を総理する。
 - ハ) 副会長 若干名
会長を補佐し、会長の不在または欠けた時は会長の指名した副会長が会長の職務を行う。
 - ニ) 幹事長 1名
本会の事務を取り扱う。
 - ホ) 副幹事長 1名
幹事長の職務を助ける。
 - ヘ) 幹事 若干名
会員を代表して会の運営にあたる。
 - ト) 会計監査 2名
本会の会計を監査する。
2. 顧問は、総会において会長が推挙する。
3. 会長、副会長および会計監査は総会において選任する。

4. 幹事長、副幹事長および幹事は、役員会に於いて選任し、総会に報告する。

第5条 (役員任期)

1. 役員任期は4年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、なお職務を行う。

第6条 (事務所所在地)

本会の事務所は、幹事長の会社・自宅その他に置く。

第7条 (総会)

1. 本会に総会を置き、全会員の親睦と会の重要事項を協議する為、毎年1回会長が招集する。
2. 総会は副会長が議長となり、次の事項を取り扱う。
 - イ) 会員相互の親睦
 - ロ) 本会に定める役員選任
 - ハ) 前年度の事業報告および決算の報告
 - ニ) 当年度の事業報告および決算の報告
 - ホ) その他、会の重要事項で会長が認めたもの
3. 総会は出席者をもって成立し、その議事は出席者の過半数で決する。ただし可否同数の時は議長が決する。
4. 会長は、必要により、臨時総会を開く事が出来る。

第8条 (役員会)

1. 本会に役員会を置き、会の運営にあたる。
2. 役員会は、必要の都度会長が招集し、会長、副会長、幹事長、副幹事長および幹事をもって構成する。
3. 会計監査は役員会に出席して意見を述べる事ができる。
4. 役員会は副会長が議長となり、次の事項を取り扱う。
 - イ) 総会の開催およびこれに付議する事項
 - ロ) 本会則に定める幹事長および幹事選任
 - ハ) 予算および事業計画
 - ニ) 決算報告および事業報告
 - ホ) 会則の変更および細則の制定改廃
 - ヘ) その他会の運営に関する必要な事項

第9条 (例会)

1. 本会に例会を置き、有志会員相互の親睦、相互理解と研鑽をはかる。
2. 例会は会長が適宜招集する。

第10条 (会計)

1. 本会の経費は会費、寄付金およびその他収入をもって支弁する。
2. 前項の会費は、次のとおりとする。

イ) 入会金

3千円

ロ) 会費

総会その他行事にあたって適宜徴収するものとし、金額は役員会で決める。

3. 本会の会計は、幹事長が取り扱う。

4. 会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終る。

付 則

1. この会則は平成11年9月15日から施行する。